平成31年4月11日 外 務 省 財 務 省 経済産業省

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1390号、第1988号及び第1989号等に基づき、同理事会制裁委員会(以下「制裁委員会」という。)により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が1団体を追加指定したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を講じることとする。

(1)措置の内容

外務省告示(4月12日公布)により、タリバーン関係者等として指定される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を4月12日から実施する。

i)支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(2)対象者

別添参照

(注)今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計511個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全·治安対策協力室 財務省国際局調査課外国為替室 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 Tel 03-3580-3311 内線 3307

Tel 03-3581-4111 内線 5289

℡ 03-3501-1511 内線 3241

〇追加されるタリバーン関係者等

774. ターリク・ギダル・グループ(TGG)

(別称:(a)テフリケ・タリバーン・ターリク・ギダル・グループ (b)TTP・ターリク・ギダル・グループ (c)テフリーキ・タリバーン・パキスタン・ギーダル・グループ (d)TTP・ギーダル・グループ (e)ターリク・ギーダル・グループ (f)コマンダー・ターリク・アフリディ・グループ (g)ターリク・アフリディ・グループ (h)ターリク・ギダル・アフリディ・グループ (i)ジ・エイジアン・タイガーズ)

TARIQ GIDAR GROUP (TGG)

(طارق گیدڑ گروپ:original script)

(a.k.a.: (a)TEHRIK-E-TALIBAN-TARIQ GIDAR GROUP (b)TTP-TARIQ GIDAR GROUP (c)TEHREEK-I-TALIBAN PAKISTAN GEEDAR GROUP (d)TTP GEEDAR GROUP (e)TARIQ GEEDAR GROUP (f)COMMANDER TARIQ AFRIDI GROUP (g)TARIQ AFRIDI GROUP (h)TARIQ GIDAR AFRIDI GROUP (i)THE ASIAN TIGERS)

所在地:Afghanistan/Pakistan border region

国連制裁委員会による指定日:2019年3月22日

その他の情報:パキスタン・タリバーン運動(591. に指定した団体)の分派。2007年、パキスタンの連邦直轄部族地域(FATA)の Darra Adam Khel において結成。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:https://www.interpol.int/en/notice/search/une/xxxx